

他の都道府県条例における 障害を理由とする差別の相談体制について

(1) 他の都道府県条例においては、障害を理由とする差別に関する相談窓口を規定している例が多い。

(2) 相談窓口については、大きく分けて以下の4つのパターンがある。

- ① 都道府県が窓口となり、直接相談を受ける。
- ② 都道府県が委託等をした者が窓口となり、相談業務を行う。
- ③ 市町村が窓口となり、相談業務を行う。
- ④ 市町村長が任命する身体障害者相談員や知的障害者相談員等（その他知事が適当と認める者）に都道府県が相談業務を委託する。

(3) 上記の内、③又は④を採用している都道府県では、相談業務を行う職員への助言や指導などの支援を行うこととしている。

(4) 他の都道府県条例の状況

	相談窓口				助言 指導		相談窓口				助言 指導
	①	②	③	④			①	②	③	④	
宮城県（案）	－	○	－	－	－	三重県	－	○	－	－	－
北海道	－	－	－	－	－	京都府	－	○	－	○	○
岩手県	○	－	－	－	－	大阪府	－	○	○	－	○
山形県	－	○	－	－	－	奈良県	－	○	－	－	－
福島県	－	○	－	－	－	鳥取県	○	－	－	－	－
茨城県	－	○	－	－	－	徳島県	－	○	－	－	－
栃木県	○	－	－	－	－	香川県	－	○	－	－	－
群馬県	○	－	－	－	－	愛媛県	－	－	○	－	○
埼玉県	－	○	－	－	－	福岡県	○	－	○	－	○
千葉県	－	－	－	○	○	佐賀県	－	－	－	－	－
東京都	－	○	○	－	○	長崎県	－	○	－	○	○
富山県	－	○	－	○	○	熊本県	－	○	－	○	○
福井県	○	－	－	－	－	大分県	－	○	－	－	－
山梨県	－	－	－	○	○	宮崎県	－	○	－	－	－
岐阜県	－	－	－	－	－	鹿児島県	－	○	－	－	－
静岡県	－	○	－	－	－	沖縄県	－	－	○	－	○
愛知県	－	○	－	－	－	合計	6	19	5	6	11

※ ○は当該規定あり、－は規定なし。東京都と大阪府では、区市町村が相談体制を整備する場合には、助言や指導など必要な支援を行うこととしている。